

避難行動要支援者名簿へ登録を

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方などに、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを進めるため、避難支援を希望される方の登録を行っています。

災害時だけでなく、病気や事故などで緊急搬送されることとなった場合などにも、緊急時の連絡先へより早く繋ぐことができるなど支援が受けられやすくなりますので、ご登録をお願いします。



対象者

- ① 65歳以上の方のみの世帯
 - ② 介護保険における介護認定を受けていて、要介護3以上の方
 - ③ 身体障害者手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級、2級または3級の方
 - ④ 視覚・聴覚の障害認定を受けている方のみ世帯
 - ⑤ 療育手帳の交付を受けていて、障害の程度がAまたはA判定の方
 - ⑥ 精神障害保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の方
 - ⑦ 指定難病の治療を受けている方
 - ⑧ 前記に準じる状態にある方
- ※病院へ長期間入院している場合や、施設へ入所している方は対象になりません。

どのように活用するのですか？

情報提供の同意をいただいた方は、避難支援等関係者(消防・警察・民生委員・行政総務員・社会福祉協議会・自主防災組織)へ提供し、日ごろから、見守り等に役立てていただきます。

なお、法律により守秘義務が課せられていますので、情報の流出はありません。
どのような手続きが必要ですか？

対象となった月から3ヶ月以内に申請書が届きますので、緊急連絡先等を記入し、同封の返信用封筒にてご返送ください。
必ず支援してもらえますのですか？

災害発生時には、誰でも被災者となりえます。

支援は、避難支援者の任意の協力によるものですので、法的な責任や義務を負うものではありません。

☎ 問 福祉課社会福祉班
(84) 1257

救急医療情報キット

「救急命のバトン」

65歳以上のひとり暮らしの方を対象に、救急医療情報キット「救急命のバトン」を配付しています。

「救急命のバトン」とは、緊急時に、駆けつけた救急隊などが命のバトン(救急情報用紙)を発見することによって、その方の病名などの情報を的確に知ることができ、救命の一助となります。

対象者

町内在住で65歳以上のひとり暮らしの方

配付品

救急医療情報キット「救急命のバトン」一式(救急情報用紙・ケース・マークステッカー)

料金 無料

申込方法

担当地区の民生委員を通じて、または福祉課社会福祉班までお申込ください。

☎ 問 福祉課社会福祉班
(84) 1257